

別表1

施設種別	設置根拠	設置主体	補助率
老人デイサービスセンター 老人短期入所施設 軽費老人ホーム(A型・B型・ケアハウス) 在宅介護支援センター	老人福祉法第15条第2項及び第5項	市町村	3/4(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(以下、「特措法」という。)(平成23年法律第40号)第2条第2項に規定する特定被災地方公共団体(以下、単に「特定被災地方公共団体」という。)である市町村が設置する施設の災害復旧事業を行う場合は、5/6)
		社会福祉法人	3/4(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令(以下、「特措法施行令」という。)(平成23年政令第131号)第3条第1項第1号及び第2号に掲げる要件に該当するものの災害復旧事業を行う場合は、5/6)
養護老人ホーム	老人福祉法第15条第3項	市町村	3/4
特別養護老人ホーム		社会福祉法人	3/4
老人福祉センター(A型・特A型・B型)	老人福祉法第15条	市町村	3/4
		社会福祉法人	3/4
認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居宅介護拠点 地域包括支援センター	老人福祉法第14条 介護保険法第115条の39第2項及び第3項	市町村	3/4(特措法第2条第2項に規定する特定被災地方公共団体(以下、単に「特定被災地方公共団体」という。)である市町村が設置する施設の災害復旧事業を行う場合は、5/6)
		社会福祉法人	3/4(特措法施行令第3条第1項第1号及び第2号に掲げる要件に該当するものの災害復旧事業を行う場合は、5/6)
		交付金の交付を受けて整備した認知症高齢者グループホームを有する民間事業者※1	5/6)

生活支援ハウス	平成12年9月27日老発第655号厚生省老人保健福祉局長通知「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」	市町村	3/4
		社会福祉法人	3/4
介護予防拠点	平成18年5月29日老発第0529001号厚生労働省老健局長通知「地域介護・福祉空間整備等交付金及び地域介護・福祉空間推進交付金の実施について」	市町村	3/4
		社会福祉法人	3/4
地域福祉センター	平成6年6月23日社援地第74号厚生省社会・援護局長通知「地域福祉センターの設置運営について」	市町村	3/4
		社会福祉法人	3/4
介護老人保健施設	介護保険法第94条第1項	市町村	1/3(特定被災地方公共団体である市町村が設置する施設の災害復旧事業を行う場合, 1/2)
		社会福祉法人 医療法人 その他厚生労働大臣が認めた者	1/3(特措法施行令第3条第1項第1号及び第2号に掲げる要件に該当するものの災害復旧事業を行う場合, 1/2)
認知症高齢者グループホーム	老人福祉法第14条	医療法人	1/2(特措法施行令第3条第1項第1号及び第2号に掲げる要件に該当するものの災害復旧事業を行う場合, 2/3)

※1 交付金とは、「地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費交付金」のことをいう。